

は し が き

自分の心が捉えた EU 競争法の進化の過程とその結果を書籍という形で残したいと考えたのが本書の改訂動機である。本書初版を出版してから約7年間、日本企業が関与する国際カルテルの代理人という立場で EU 競争法の実務に携わる過程で、EU 競争法が、手続面の基本理念・哲学である手続的な正義の徹底という考え方を軸としながら進化を遂げていることを日々感じる中で、本書初版を出版してから約7年後である現時点で EU 競争法の真実を世に送り出すべきであると確信を得たのである。

初版出版から約7年が経過した現在、EU 競争法の手続面の基本理念である手続的正義の徹底という考え方は益々自分の一部になったという確信を深めている。個々の概念の位置付けやその背後にある哲学なども自分の体の一部として使いこなせるようになったこの時点での EU 競争法の全景を読者の皆様にお伝えしたいと考えたのである。

また、初版出版からの約7年間、自動車部品カルテルをはじめ日本企業が多数 EU 競争法の執行を受ける状況の中で、EU 競争法の真実を日本の皆様にお伝えすることは必ず社会の役に立つはずであるという思いを抱くにも至った。

そこで、全訂版では、初版と同じ基本的視座を維持しつつ、初版から大幅に書籍の体系を組み替え、同じ制度でも焦点を当てる箇所、制度の理解を促進するための引用判例や事例なども大幅に入れ替えるなど、EU 競争法の進化に合わせた大手術を施した。みようによっては、別の法体系を説明した初学者向けの体系書ができたようにみえるかも知れない。

しかし、書籍の中核を貫く基本思想は初版のまま寸分たりとも動いていない。つまり、手続的な正義の徹底という基本的な視座を軸として、すべての制度、決定、判例、裁判例を整理しきるといふこの書籍の基本思想・基本理念そして役割には変化がない。初版との違いは、整理の対象となる制度、決定、判例および裁判例が変化したり、増加したり、改正され、そして、EU 競争法の進化に合わせて体系が組み変わったことである。この書籍が社会に

はしがき

において果たす役割そして達成しようとしている目的のためには、7年前の EU 競争法を説明するのに最適な体系と型枠にこだわるべきではなく、2016年時点での EU 競争法を説明するのに最適な体系たるべきであるという考え方をとらせていただいた。

全訂版は、初版同様、入門書という位置付けではあるが、初版以上に、EU 競争法の全景を掴むには手頃な内容になっている。複雑な内容であればあるほど平易な表現を用いて景色を描くように努めた。全訂版の読者一人ひとりが、本書を通じて、私が捉えた EU 競争法の全景やその真実を心の中で描くことができるであろうことを信じて疑わない。

本書の出版にあたっては多くの方の助力を頂戴した。

まず、EU 競争法および米国反トラスト法についての私の技量を信じて会社の重要案件を任せてついてきてくれた依頼者の皆様にはこの場を借りて深く御礼申し上げます。依頼者の皆様なくして今の私が存在することはあり得ない。私が、国際カルテル案件にてリード・カウンセルを務めさせていただき、その経験をもとに、本書を通じて EU 競争法の真実をお伝えできるのもすべては依頼者の皆様のお陰である。国際カルテル案件は会社の命運を左右する案件であることは間違いなく、苦労も絶えない案件ばかりであるが、依頼者の皆様と苦労を共にしながら案件対応にあたった経験は私の人生の宝であり、何物にも替えがたき財産である。依頼者の皆様と EU 競争法という戦場にて共に戦った経験が今の私を形成しているのだと、さまざまな場面で感じる。また、自分の心の中で捉えた EU 競争法の真実を実際の経験を通じて検証する機会を得たのも皆様のお陰であり、このような機会がなければ、EU 競争法の真実に迫る問いを心の中に描くこともなかっただろう。依頼者の皆様には厚く御礼申し上げます。

また、民事法研究会の近藤草子氏および都郷博英氏にも感謝している。幸い、本書の初版は好評を博したとはいえ、EU 競争法の手続という分野は、わが国ではなじみが薄く、全訂版を出版することで日本国内の読者の役に立つのであろうかという懐疑的な見方もあったであろうことは想像に難くない。本書の全訂版は、グローバル化が進み、日本企業の海外進出が珍しくなく、

欧州連合においてビジネス活動をする日本企業が益々増加している現在の状況を前提とすれば、間違いなく日本の読者の役に立つ内容ではあるが、近藤氏および都郷氏には、本書が日本国内の読者に有する意味を理解いただき全訂版の出版を実現いただいた。厚く御礼申し上げる。

さらに、ベーカー&マッケンジー法律事務所の東京オフィスにて、チームの一員として国際カルテルの対応にあたっている同僚の皆様にも御礼申し上げたい。私の担当する国際カルテルは難事件が少なくなく、また、事務処理量が膨大に上る案件ばかりであるが、効率的に事務作業を処理し、依頼者の最善の利益のためにサービスを提供できているのは皆様のお陰である。案件を通じた議論の過程で私自身が皆様から教えていただいたことも多々である。厚く御礼申し上げる。

最後に家族にも感謝している。初版の出版からの約7年間は、実務で多忙を極め、シカゴおよびブリュッセルへの出張を重ね、さらに本書の全訂版の出版のために、家族と過ごすべき時間も犠牲にしたことは否めないが、本書の全訂版を出版すべきであるという私の確信を理解してくれた家族には感謝している。初版のとき同様、日々の執務終了後に、大量の文献を整理して読み込み、心の中に浮かんだ景色を文字で表現する作業を重ねて全訂版の執筆を継続したが、ときに、筆が進んで夜を明かしてしまい、妻には心配をかけてばかりであった。毎回のことではあるが、妻の理解と寛容さなくして全訂版が完成することはあり得なかったことは間違いない。国際カルテル案件の実務で疲労を重ねる状況にありながら、執筆に没頭する時間をもつことができたのは、妻のお陰である。陰に日向に私を支えてくれた献身に感謝している。初版同様、全訂版もまた妻に捧げたい。

2016年2月

ブリュッセルにて

弁護士 井上 朗

第1章

EU 競争法下の 執行機関

I 問題点の概説

1 EU競争法

EU競争法¹は、2012年9月1日発効のリスボン条約により改称された「欧州連合の機能に関する条約」(TFEU条約)²および関連法規に規定された競争秩序に関連する法規群の総称であり、欧州連合(European Union)(「EU」)機関等により執行される。1958年1月1日発効の欧州経済共同体設立条約は、共同市場を確立すること等により、経済活動の協調的な発展や加盟国相互の関係の良好化を目的としており(同2条、TFEUの前文にも同様の文言がある)、当該目的達成の手段として、域内市場における競争が歪められないよう必要な制度を確立することを欧州経済共同体の目的達成手段の1つとした(同3条1項g号)。なお、後述するとおり、欧州経済共同体はその後のEUの基礎を構成する共同体組織である。このように、EU競争法は、そもそも、EU自体の設立目的の達成手段として位置付けられているところに特徴がある。なお、欧州経済共同体設立条約では、加盟国間の物、人、サービスおよび資本の自由な移動を阻害する障害がない市場の確立も並列的にその目的達成手段とされており(同c号)、市場統合の実現が競争政策においても重視されてきたという経緯がある³。競争政策において、EU競争法の終局的な政策目的が、有効競争の実現と欧州市場の統合であり(欧州司法裁判所も繰り返し強調している)⁴、EU競争法は、この終局的な政策目的の政策実現手段として位置付け

1 学問上、あるいは歴史上、欧州共同体において適用される競争法に対する呼称は European Community Law (すなわち EC 競争法) とするのが正しい (たとえば、D. Garber, Law and Competition in Twentieth Century Europe: Protecting Prometheus 6-8 (Clarendon Press, 1998)) が、リスボン条約発効後、法人格の面でも、欧州共同体は欧州連合になったのであり、欧州連合に適用される競争法を指す呼称として EC 競争法は必ずしも妥当ではないので、本書では、EU 競争法という呼称を用いる (たとえば、L. Parret, The Objective of EU Competition Law and Policy 6 European Competition Journal 339 (2010) 等も EU Competition Law という呼称を用いている)。

2 The Treaty of the Functioning of the European Union (OJ.C 115/49), taking effect on 1 December 2009.

3 Andreas Weithrecht, From Freiburg to Chicago and Beyond—the First 50 Years of European Competition Law 29 E.C.L.R. 81, 83 (2008).

られてきた所以である⁵。

2 EU と EU 競争法の執行機関

EU は、そもそも、欧州石炭鉄鋼共同体設立条約、欧州経済共同体設立条約、および欧州原子力共同体（「ユートラム」）設立条約をその基礎とする。このうち、1957年3月25日に調印され、1958年1月1日に発効した欧州経済共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約の二条約を「ローマ条約」という。1967年7月1日発効のブリュッセル条約は、これらの三共同体につき、行政執行機関と意思決定機関を単一の委員会と理事会に統合した。これにより、三共同体を総称して欧州共同体（European Communities）（「EC」）と呼ばれるようになったものである。1993年11月1日発効の欧州連合条約（マーストリヒト条約）により、欧州共同体（経済、社会、環境政策分野）、共通外交・安全保障政策（外交、軍事分野）、および司法・内務協力（警察・刑事司法協力（犯罪対策協力））をEUという枠組みで行う三本柱構造の基礎が確立され、また、欧州経済共同体は欧州共同体と改称され、その設立条約も欧州共同体設立条約に改称された。なお、マーストリヒト条約では、ECとユートラムは並列的關係で、かつ、それぞれ法人格を有しており、これを包含する屋根としてEUが存在するという位置付けであった。リスボン条約は、EU自体に単一の法人格を与えて三本柱構造を改称し、欧州共同体設立条約は、欧州連合の機能に関する条約（TFEU条約）に改められた。なお、ユートラムは、リスボン条約発効後も、EUの枠外で存続し続けている。

4 Preamble to the Treaty establishing the European Economic Community (Rome, 25 March 1957); Case C-126/97, *Eco Swiss China Time Ltd v. Benetton International NV* [1999] All ER (D) 574; Case C-453/99, *Courage Ltd v. Bernard Crehan and Bernard Crehan v. Courage Ltd and Others* [2001] ECR I. なお、EU競争法において、終局的な政策目的を特定することは、個々の問題における競争政策を分析するうえで極めて重要である。See Robert H. Bork, *Antitrust Paradox: A Policy at War with Itself* 50 (Basic Books, 1978, reprinted with a new introduction and Epilogue 1993).

5 European Commission, Commission's XXXIInd Report on Competition Policy, foreword, at 5 (Brussels, 2003); European Commission, Commission's XXXIXnd Report on Competition Policy, introduction, paras. 2-3 (Brussels, 1999); European Commission, Commission calls for better integration of environment in EU policies, and an improved system of Environment and Integration Indicators (IP/99/877).

EU 競争法に関わる主要な機関は、TFEU 条約において、①欧州理事会 (European Council)、②欧州連合理事会 (「閣僚理事会」) (Council of European Union)、③欧州委員会 (European Commission)、④欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of European Union)、および⑤欧州議会 (European Parliament) により構成され、それぞれ、最高協議機関、立法機関、執行機関、司法機関、および諮問機関としての役割を担当している。欧州議会は、立法機関ではなく、単に諮問機関としての役割しか与えられておらず、立法機能は閣僚理事会によりなされている。加盟国の協議および採決によって成立する欧州連合の規則・指令の性格上、加盟国代表によって構成される閣僚理事会は最高の意思決定機関とならざるを得ず、それゆえ、立法機能は閣僚理事会に専属している。

II EU 競争法の執行機関

1 欧州理事会

(1) 組織の概要

欧州理事会は、EU の政治レベルにおける最高協議機関であり、EU 加盟国首脳および欧州理事会議長および欧州委員会委員長により構成され、各加盟国の外相および委員会の委員の補佐を受ける。欧州理事会は、欧州連合の発展のために必要な推進力を欧州連合に与える機関と位置付けられている (欧州連合条約⁶ 15条1項)。また、欧州理事会は、1年に少なくとも2回 (同3項)、議長により招集されるが、通常は1年に4回、後述する閣僚理事会の議長国である加盟国の元首または首相を議長として開催される。

(2) 組織の目的および役割等

欧州理事会は高度な政治的判断を下すところであり、議会あるいは閣僚理事会といった機関とは異なる性格を有している。「推進力を連合に与える」 (欧州連合条約15条1項) ほかにも、下位の機関における議論で未解決になっている議題の決着、重要文書の正式批准、基本条約の修正協議にも関与する。

6 Treaty on European Union (OJ C 326, 26.10.2012, p. 13-390) (「欧州連合条約」) .

各国の指導者によって構成されていることから、欧州理事会は、加盟国の行政権も伴っており、条約に規定されている分野以外の分野についても影響力を有している。欧州理事会議長や欧州委員会委員長、外務・安全保障政策上級代表の指名、警察・司法分野での立案、欧州委員会の構成、輪番制議長国関連、加盟資格の停止、票決制度の変更などでも決定権を有している。また、欧州理事会には立法権が与えられていないにもかかわらず、緊急停止の手続によって加盟国は欧州連合理事会で意見の分かれている法案を欧州理事会に持ち込むことができる。

(3) 決議の形式等

欧州理事会での決定は全会一致であり(欧州連合条約15条4項)、多数決あるいは特別多数決の形式をとらない。よって、閣僚理事会において、本来であれば、特別多数決で決定できる事項であっても、特定の加盟国が国内政策上の重大な理由で採決に反対した場合、閣僚理事会は、欧州理事会における全会一致の解決を求めて問題の解決を後者に委任することができる。欧州理事会が与える推進力および指針は、EU 諸機関に対する法的拘束力を有しない。欧州理事会の決定について、加盟国は当該問題を再び閣僚理事会において取り上げることができる。欧州理事会は、共通外交および安保政策等以外に、欧州統合にとって有益と思われる分野に関して発言し、かつ決定することができる。しかし、当該決定はすべて法的拘束力を有しない決議である。

2 欧州連合理事会(閣僚理事会)

(1) 組織の概要

閣僚理事会は、欧州連合条約において、欧州連合理事会(Council of the European Union)として記載されている機関であり、通称として、閣僚理事会(Council of Ministers)、あるいは単に「理事会」(Council)と呼ばれている機関である。閣僚理事会は各加盟国の閣僚級の代表により構成されるが、通常外相により構成されることが少なくない。そのため、閣僚理事会を指して、外相理事会あるいは一般理事会と呼ぶこともある。

(2) 組織構成

(A) 閣僚理事会の構成員

第10章

一般裁判所における手続

I 問題点の概観

1 一般裁判所の概観

(1) 一般裁判所の構成

一般裁判所は、1988年に設立され¹、翌年から審理を開始している、欧州連合の第1審裁判所である。

一般裁判所は、各加盟国から少なくとも1名の裁判官により構成され、現在は28名の裁判官により構成されている。裁判官の任期は、TFEU条約254条により、6年間と定められている。裁判官はその独立性が明白で、上級法律職に任ぜられるのに必要な能力を有するものから選ばれる。後述するとおり、裁判官のうちから3年の任期で一般裁判所長官が選ばれる。長官は再任されることが可能である。一般裁判所は、欧州司法裁判所との合意により、自己の手続規則を定める。当該規則は、1991年5月2日に制定され²、最新のものとは2015年3月4日に制定された「一般裁判所規則」³である。一般裁判所規則は、1991年5月2日付けの規則（最終改正は2013年6月19日付け）に代わるものである。規則の制定には、理事会の同意を要する（同254条）。

(2) 使用言語

一般裁判所における使用言語は、欧州連合におけるいずれかの公用語であり、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、オランダ語、デンマーク語、英語、エストニア語、フィンランド語、ドイツ語、フランス語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロヴァキア語、スロヴェニア語、スペイン語、スウェーデン語のいずれかである（一般裁判所規則44条）。

1 Council Decision of 24 October 1988 establishing a Court of First Instance of the European Communities OJ 1988 L 319/1.

2 Rules of Procedure of the Court of First Instance of the European Communities of 2 May 1991 (OJ L 136/1 of 30 May 1991 and OJ L 317/34 of 19 November 1991).

3 正式名称は、Rules of Procedure of the General Court of 4 March 2015 (OJ L 105/1 of 23 April 2015) である。

選択された言語は、書面手続および口頭審理、提出書類の添付、議事録、および判決において使用される（一般裁判所規則46条1項）。使用言語以外の提出書面および添付書類は翻訳の必要があり（同2項）、量が膨大な場合には、抜粋部分の翻訳のみを準備し、あるいは裁判長が職権で、あるいは当事者の申立てに基づき、全体あるいはより範囲の広い翻訳の作成を命ずる（同3項）。言語の使用例外は、加盟国（同4項）、欧州経済圏条約（EEA Agreement）の当事者（同5項）、EFTA 監視機関（同5項）、証人および専門証人（同6項）、裁判長、裁判官および裁判所補佐官（同7項）である。

(3) 裁判所補佐官

一般裁判所の裁判官は、裁判所補佐官（Advocate General）として職務を行うことがある（なお、裁判所補佐官の職務および地位については後述する）。一般裁判所では、欧州司法裁判所と異なり、裁判所補佐官を別個に置かず、裁判所の中から手続に従って、裁判所補佐官の役割を担当するものを指名するのである（一般裁判所規則31条2項）。すなわち、法的な困難性や案件の事実関係の複雑性といった事情を勘案し、その必要性が存在する場合、裁判廷は裁判所補佐官による援助を受けることができる（同30条）。案件を担当する裁判廷の要請に基づき、すべての裁判官が出席する会議（Plenum）において当該案件を担当する裁判所補佐官を裁判官から選任する（同31条1項）。裁判所補佐官は、完全に公平に独立して行動し、その職務の遂行において一般裁判所を補佐するために、同裁判所に提訴されたある事件に対して、公開の法廷において理由を付した見解を明らかにする（同3項）。ある事件において裁判所補佐官としての職務を担当する裁判官は、同事件の判決のための合議に参加することができない。

(4) 事務総長

一般裁判所は事務総長を選任しなければならない（一般裁判所規則32条1項）。事務総長職が空席の場合、公的刊行物に募集要項を公表のうえ、3週間以上の期限を定めて募集を促す（同2項）。事務総長職への申請は、候補者の国籍、学位、言語知識、現在過去の職業活動および経験、とりわけ司法および国際面に関わる現在および過去の職業経験について詳細に記載した書面を

添付する必要がある（同2項）。事務総長の任期は6年間であり、再任されることができる（同4項）。事務総長はその職責を全うできない場合、その職を解かれる（同6項）。その際、一般裁判所は、決定前に、事務総長に対して、弁明の機会を与える（同項）。仮に、事務総長職が、任期満了前に空席になった場合、任期6年の前提で後任を選任する（同7項）。事務総長の職務を代理するため、事務総長代理（Deputy Registrars）が選任されうる（同33条）。事務総長または事務総長代理が手続に参加できない場合、不在の場合、またはその職が空席の場合、一般裁判所は、その他の職員に事務総長職を務めるよう指示する（同34条）。事務総長の主要任務は、書面を受領、送信、管理すること（同35条1項）であり、一般裁判所の裁判官の公的職務を補助し（同2項）、記録の管理および刊行物への掲載（同3項）、一般裁判所の事務管理、財務および会計管理（欧州司法裁判所の協力を受ける）（同4項）である。何人も、事務総局に相談のうえ、一般裁判所にて定める料金を支払ったうえ、事務総局が管理する主張書面等を謄写することができる（同37条）。手続当事者は手続書面および認証を受けた判決の謄写を費用を支払ったうえで入手できる（同38条1項）。口頭審理が開催された後は、第三者は一般裁判所長官の許可なくして事件記録を閲覧することはできない（同2項）。閲覧する正当な利益があることを詳細に説明する申請書の提出によって、申請の一部または全部に対する許可が認められる（同項）。

(5) 法廷の形態

(A) 大法廷

一般裁判所の手続規則に規定されるいくつかの事件に関しては、一般裁判所は15名の裁判官から構成される大法廷（Grand Chamber）において審理することができる（一般裁判所規則14条2項、15条1項）。大法廷を構成する裁判官が誰かは一般裁判所において決める（同2項）。

(B) 小法廷

一般裁判所は、3名もしくは5名の裁判官からなる裁判廷（小法廷）を設ける（一般裁判所規則13条1項）。小法廷で審理が実施される場合、小法廷の裁判官が選任される（同18条1項）。一般裁判所長官および副長官選任後、速や

かに、5名の裁判官で構成される小法廷の裁判長を選任する(同4項)。5名の裁判官により構成される小法廷の裁判長の任期は3年であるが、一度だけ再任されうる(同2項)。他方、3名の裁判官により構成される小法廷でも裁判長が選任され、その任期は有期である(同3項)。仮に、裁判長職が、その任期満了前に空席になった場合には、後任の裁判長は、前任の裁判長の在任期間その職を務める(同5項)。裁判長の選任結果については公的刊行物において公表される(同6項)。また、一般裁判所は、公的刊行物において、小法廷の構成を公表している⁴。3名の裁判官で構成される小法廷の場合には、一般裁判所規則で定める一定の事件について、法律および事実の争点に困難性がない場合に、予審裁判官(Judge Rapporteur)を単独裁判官とする単独法廷に事件を担当させることもできる(同29条1項)。

一般裁判所は、事件配点の基準に関する規則を定めてこれを公表し、当該規則に従って事件配点する(一般裁判所規則25条1、2項)⁵。訴状が提出され次第、一般裁判所長官は、当該案件をどの法廷により審理するのか判断しなければならない(同26条1項)。民事裁決機関の決定に対する上訴の場合には、上訴小法廷(Appeal Chamber)に、それ以外の案件は、訴状提出後、3人の小法廷に配転される。事務総局にて案件の登録がなされた順番に従って配点され、①事業者に対する競争法の適用、国家援助、および営業保護施策に関する案件、②知的財産権に関する案件、および③その他の案件という分類が記載される。長官は、案件の配点に際して、各小法廷の事務量にも配慮する。案件を配点された法廷の裁判長は、一般裁判所長官に対して、予審裁判官として案件に携わる裁判官を提案する(同2項)。一般裁判所長官は、当該提案について判断する(同項)。3人または5人の小法廷の審理において、裁判官が3人または5人よりも多い場合、当該小法廷の裁判長は、どの裁判官が判決に関与するか決める(同3項)。

(6) 一般裁判所の審議

4 General Court, Assignment of Judges to Chambers (2013/C 344/02).

5 General Court, Criteria for assigning cases to Chambers (2013/C 313/06).

一般裁判所の審議は非公開である（一般裁判所規則21条1項）。審議において、裁判官が不在であったり、手続に参加することができないため、裁判廷の構成が偶数になる場合、予審裁判官でない限り、最も席次が若い裁判官が審議から外れる（同22条）。最も席次の若い裁判官が予審裁判官または裁判長の場合には、席次が2番目に若い裁判官が審議から外れる（同条）。口頭審理が開催された場合、審議に参加できるのは、口頭審理に参加した裁判官だけである（同2項）。審議に参加する裁判官は意見とその理由を述べる（同21条3項）。審議は過半数により決められ、投票は、予審裁判官が最初に、裁判長が最後に、その間は、席次の若い裁判官の順番で投票する（同4項）。

大法廷の定足数は11名であり（一般裁判所規則23条1項）、他方で小法廷の定足数は、3人廷の場合でも、5人廷の場合でも、いずれの場合でも3名である（同24条1項）。大法廷において定足数に満たない場合、長官は定足数を満たすための裁判官の補充を行う（同23条2項）。他方、小法廷の場合には、同小法廷内の他の裁判官を補充し、これができない場合に、当該小法廷の裁判長は、一般裁判所長官に対して連絡し、長官は定足数を満たすための裁判官の補充を行う（同24条2項）。定足数を満たさない状態で口頭審理が開催された場合、審理に参加できない裁判官を交替させ、当事者の申立てあるいは職権で、新たな口頭審理を開催する。新たな口頭審理が開催されない場合には、交替した裁判官も審議に参加し、意見を述べる（同23条3項、24条3項）。

2 一般裁判所の審理手続の概説

(1) 一般裁判所の裁判管轄

一般裁判所は、自然人あるいは法人により提起された、欧州委員会の決定の破棄を求める訴え（TFEU 条約263条）、欧州委員会の不作為の違法確認を求める訴え（TFEU 条約265条）、制裁金および履行強制金の賦課決定の破棄を求める訴え（TFEU 条約261条）、暫定命令を求める訴え（TFEU 条約278および279条）、および損害賠償請求を求める訴え（TFEU 条約340条）について裁判管轄を有している。その他、一般裁判所は、①欧州委員会に対する加盟国の提訴、②国家補助、ダンピングの分野における理事会の措置およびそれを履行する理事会の権限行使に関してなされる加盟国の理事会に対する提訴、③連合諸

機関あるいはそれらの職員による損害賠償請求、④一般裁判所に明らかに管轄権を与えている、欧州連合が締結した契約に基づく提訴、および⑤欧州連合商標に関する訴訟について、管轄権を有している。

一般裁判所の判決は、判決発令から2カ月以内に、法的問題に限定されるものの欧州司法裁判所に上訴することができる。

連合とその職員の争いは、公務員審判所によって審理されるが、法的問題に限定されるものの公務員審判所の判断は一般裁判所に上訴することができる。

欧州司法裁判所あるいは一般裁判所のいずれも、訴訟を受理した段階で管轄違いであることが判明した場合には却下または案件を管轄裁判所に移送することになるが、一般裁判所で審理が開始した後、審理の途中で管轄違いであることが判明し、本来の管轄裁判所である欧州司法裁判所に移送されたが、移送時点で同裁判所への提訴期限をすでに経過していた場合、同裁判所は当該提訴を却下しなければならないのか問題となる。この点について、欧州司法裁判所および一般裁判所のいずれの裁判規定も何も触れていないのは、管轄権を有する裁判所で審理するのがあるべき裁判であり、したがって管轄権を有しない裁判所に提訴するのは法律上無意味である。それゆえ、提訴期限は管轄権を有しない裁判所への提訴時ではなく、移送時点をもって算定される⁶。

(2) 一般裁判所の審理手続

(A) 書面手続と口頭手続

一般裁判所の手続は、一般裁判所規則により規律され、大別すると、書面手続と口頭手続に分類される。口頭手続では、当事者代理人により、書面手続において提出した書面中の主張の要約の口頭での提供、および証人尋問などが実施される。口頭手続の期間は、通常、1日から2日、長い場合でも5日間ほどの期間で終了する。実務上、口頭手続は集中審理により実施される。

(B) 訴訟費用

⁶ See L.P. E. LASOK, THE EUROPEAN COURT OF JUSTICE 59 (1994).

[著者略歴]

井上 朗 (いのうえ あきら)

法学博士・弁護士・ニューヨーク州弁護士

【略歴】

- 1996年 中央大学法学部法律学科卒業（法学士）（中央大学給付奨学金対象生）
 1998年 中央大学大学院法学研究科博士前期過程修了（法学修士）
 （中央大学給付奨学金対象生）
 2000年 日本弁護士連合会および東京弁護士会弁護士登録
 2005年 ヴァージニア大学ロースクール修了（Master of Laws with distinction）
 2006年 ニューヨーク州弁護士登録
 2007年 法学博士（中央大学）

【著書・論文】

- ・「制裁金の基礎金額である売上上の範囲に関する欧州司法裁判所判決について」公正取引
2016年2月号（第784号）
- ・『独占禁止法の意見聴取手続および抗告訴訟の実務』（民事法研究会、2015年4月）
- ・「反トラスト法違反事件における社内処分と監督処分について」公正取引2015年3月号
（第773号）
- ・『国際カルテルが会社を減ぼす——司法取引、クラスアクションの実態と日本企業の対応』（共著、同文館、2014年9月）
- ・「最低再販売価格維持に関するカルフォルニア州控訴裁判所の判決についての一考察」公正取引2014年6月号（第764号）
- ・『各国のライセンス規制の標準化研究報告書』（共著、国際貿易投資研究所、2014年3月）
- ・「EC競争法と標準化」公正取引2013年9月号（第755号）
- ・『各国競争法に対応するための企業行動基準並びにコンプライアンスの標準化研究会報告書』（共著、公正貿易センター、2013年3月）
- ・「カルテルに対する制裁とリスク 海外独占禁止法の執行状況について」会社法務 A2Z
（共著）2013年3月号
- ・「ハードディスクドライブ製造販売業者間の企業結合についての欧州委員会の判断について」公正取引2012年10月号（第744号）
- ・「問題解消措置に関するコロンビア特別区連邦地方裁判所判決についての一考察」国際商事法務2012年7月号
- ・「ガス絶縁型開閉器カルテルについて的一般裁判所の判決について」公正取引2012年1月号
（第735号）
- ・「反トラスト法及び EU 競争法と経済分析」公正取引2011年12月号（第734号）
- ・「ガン・ジャンピングに関する欧州委員会決定についての一考察」国際商事法務2011年10月号
- ・「欧州委員会の改訂版水平的協調合意に関するガイドラインについて」公正取引2011年5月号（第727号）
- ・「ガン・ジャンピングに関するコロンビア特別区連邦地方裁判所判決についての一考察」国際商事法務2011年1月号
- ・「独占禁止法における弁護士依頼者特権——EU 競争法を題材として」公正取引2010年10月号（第720号）

- ・「EU 競争法の調査手続と実務」公正取引2010年9月号（第719号）
- ・『合併・買収の統合実務ハンドブック』（共著、中央経済社、2010年6月）
- ・「EU 競争法における関連市場画定についての近時の傾向」国際商事法務2010年5月号
- ・「連邦取引委員会における問題解消措置をめぐる近時の傾向について」NBL2010年5月1日号（第928号）
- ・「ハート・スコット・ロディノ反トラスト法改善法が適用されない企業結合に対する競争当局の審査傾向及びその手法についての一考察」公正取引2010年4月号（第714号）
- ・「欧州委員会による企業結合規制の近年の動向」NBL2010年1月1日号（第920号）
- ・「英国競争法におけるカルテルに対する刑事執行（上）（下）」公正取引2009年11月号（第709号）、12月号（第710号）
- ・『EU 競争法の手続と実務』（初版）（民事法研究会、2009年11月）
- ・「現金公開買付に対する米国反トラスト法による事前審査」国際商事法務2009年10月号
- ・「欧州第一審裁判所における審理手続の概要（上）（下）」公正取引2009年7月号（第705号）、8月号（第706号）
- ・「EC 条約第82条の適用に関する欧州委員会の方針書面について」国際商事法務2009年7月号
- ・「米国司法省反トラスト局による訴追免除措置制度改革について」国際商事法務2009年4月号
- ・「欧州委員会によるカルテル事案の和解手続に関する一考察」国際商事法務2008年12月号
- ・「EU 競争法に克つ カギを握る欧州委員会における『口頭審理』」ビジネス法務」2008年10月号
- ・「欧州委員会による制裁金実務の最近の傾向」ビジネス法務2008年4月号
- ・『B 2 B 上における買手寡占市場の研究』（雄松堂出版〔国際版：ProQuest 社〕、2007年9月）（博士論文、国立国会図書館所蔵）
- ・「ハート・スコット・ロディノ法における Jumping the Gun Issue について」国際商事法務2007年5月号
- ・「規格・標準設定に対する反トラスト法規制の最近の動向」Lexis 企業法務2007No.10
- ・「反トラスト法における調査手続対応の実務」Lexis 企業法務2007年 No. 9
- ・「公正取引委員会の審査手続に対する実務的対応」Lexis 企業法務2007年No. 6
- ・「クロスボーダー取引と合併通知の実務（米国反トラスト法における実務上の重要論点シリーズ第4回）」Lexis 企業法務2007年No.3
- ・「米国反トラスト法違反事件における社内調査の実務（米国反トラスト法における実務上の重要論点シリーズ第3回）」Lexis 企業法務2007年No.2
- ・「米国反トラスト法とコンプライアンス・プログラム作成上の留意点（米国反トラスト法における実務上の重要論点シリーズ第2回）」Lexis 企業法務2007年No.1
- ・『B2B 取引コンプライアンスバイブル（競争法的コンプライアンスの理論と実践）』（Lexis Nexis Japan、2006年11月）
- ・「潜在的競争理論についての一考察（上）（下）」国際商事法務2006年8月号、10月号
- ・『リニエンシーの実務（競争法の荒波から企業を守れ）』（Lexis Nexis Japan、2006年4月）
- ・「B2B に関する競争法上の問題点(1)～(8)」国際商事法務2005年10月号～12月号、2006年1月号～5月号
- ・「米国反トラスト法と企業買収の実務（米国反トラスト法における実務上の重要論点シリーズ第1回）」Lexis 企業法務2006年No.12
- ・「企業法務におけるリニエンシー」Lexis 企業法務2006年No.5
- ・“Global Antitrust Compliance Handbook” (Co-Author in Charge of Japan Chapter) (Oxford

- University Press,2014)
- “Competition Policy in Japan: Sizing Up the Takeshima Era”(Co-Author,Competition Policy International,August 2013)
 - “Antitrust Enforcement in Japan - History Rhetoric and Law of Antimonopoly Act” (第一法規、2012年12月、連邦議会図書館および国立国会図書館所蔵)
 - “International Competition Litigation. A Multi-jurisdictional Handbook”(Japan Chapter 寄稿)(Kluwer Law International,July 2012)
 - “Competition Law Compliance Programs and Government Support or Indifference”(Co-Author in Charge of Japan Chapter) (Concurrences N° 4-2012)
 - “Global Leniency Manual 2010”(Co-Author in Charge of Japan Chapter) (Oxford University Press、2010)
 - “How the 2007 Amendment to the M&A Guideline Has Changed Merger Control Policy in Japan ”(Global Competition Policy, May 2008 (2))
 - “Japanese Antidumping Investigation”(Law Gazette(An Official Publication of the Law Society of Singapore),December 2007)
 - “Arbitrating International Antitrust Related Disputes in Japan”(IBA Competition Law International,vol. 3 No. 2, October 2007)
 - “Japanese Antitrust Law Manual -Law, Cases and Interpretation of the Japanese Antimonopoly Act ”(Kluwer Law International,July 2007) (連邦議会図書館および国立国会図書館所蔵)
 - “Recent Developments in the Japanese Merger Control Regime”(Law Gazette(An Official Publication of the Law Society of Singapore),May 2007)
 - “Merger Control Regimes Under the Chinese Antimonopoly Act”(Law Gazette(An Official Publication of the Law Society of Singapore),November 2006)
 - “The Great Step Forward: The Reform to the Japanese Antimonopoly Act”(Law Gazette(An Official Publication of the Law Society of Singapore),August 2006)
 - “Japan tightens the rules of play”(Asian-Counsel vol. 4 Issue 5,July/August 2006)
 - “The Recent Amendment of the Japanese Antimonopoly Law”(Japan Business Law Review Vol. 1, No.1、 ILS Publishing, Inc.,April 2006)
 - “The Recent Development of the Potential Competition Doctrine in the United States”(Inter-Pacific Bar Association Journal No.40,December 2005)
 - “Antitrust Analysis of B2B Transaction” (Nellco Repository、2005)(改訂版修士論文：University of Virginia School of Law 法律図書館所蔵)
- その他反トラスト法・EU競争法に関する著書・論文多数

【事務所】

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番10号
 アークヒルズ仙石山森タワー28階

TEL : 03-6271-9463 FAX : 03-5549-7736

<http://www.bakermckenzie.co.jp/>

<http://www.bakermckenzie.com/>

<http://lawyerari.main.jp/>

EU 競争法の手続と実務〔全訂版〕

平成28年4月15日 第1刷発行

定価 本体 5,000円+税

著者 井上 朗

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

カバーデザイン／袴田峯男 ISBN978-4-86556-081-7 C3032 ¥5000E

組版／民事法研究会（Windows+EdicolorVer10+MotoyaFont etc.）

落丁・乱丁はおとりかえします。